

## 丘陵地区農地売却に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「丘陵地区農地売却」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. スケジュール

- 令和6年 1月15日(月)～2月16日(金)： 募集要項の配布  
1月15日(月)～2月16日(金)： 募集要項等に関する質問受付  
2月22日(木)： 募集要項等に関する質問への最終回答  
1月22日(月)～3月6日(水)： 申込書類受付  
3月頃： 審査  
3月頃： 購入者の決定(審査結果の通知)  
4～5月頃： 土地売買契約の締結  
5～6月頃： 農業経営基盤強化促進法・農業委員会手続き・引渡し

(なお、市有地の処分に関する本市市議会の議決が必要となる場合については、府営事業の換地処分登記後に市有農地売却に伴う所有権移転登記となります。)

### 3. 申込資格

別紙「募集要項 3. 申込資格」のとおり

### 4. 申込手続

#### (1) 担当課及び問合せ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1

岸和田市魅力創造部農林水産課

電話 072-423-9489 FAX 072-430-2272

メールアドレス [nousui@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:nousui@city.kishiwada.osaka.jp)

#### (2) 提出書類

下記の書類1式を揃えて、申込期間内に直接ご持参ください。

提出書類	様式		個人	法人
ア) 市有地(農地)購入申込書類	様式あり(個人用)	原本	○	
	様式あり(法人用)	原本		○
イ) 耕作証明書(岸和田市内で耕作していない個人、法人は必要)	他市町村の農業委員会発行	原本	○	○
ウ) 定款及び役員名簿	—	写し可		○
エ) 法人登記事項証明書	法務局発行	写し可		○

オ) 印鑑証明書	法務局発行	写し可		○
カ) 会社概要 (パンフレット等)	自由様式	写し可		○
キ) 決算報告書 (直近3期分)	—	写し可		○
ク) 「法人税」「消費税」「地方消費税」 の納税証明書 (納税証明書その3の3)	税務署発行	写し可		○
ケ) 「所得税」「消費税及び地方消費税」 の納税証明書 (納税証明書その3の2)	税務署発行	写し可	○	
コ) 岸和田市税の完納証明書 (市内に事務所、又は住所を有する場合)	市発行	写し可	○	○

※複数の物件をあわせて1申込とすることができます。

※第2希望まで申し込み可能です。第1希望と重複はできません。

※イ、エ、オ、ク～コについては、申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

※ク～コについては、申込みの受付から10日間以内ならば後日の提出が可能です。

ただし、期限までに提出のない場合は、辞退したものとみなします。

※申込みにあたって虚偽の記載がなされた場合は、申込みを取消しとします。

※申込書類は返却致しませんので、ご了承願います。

※申込者に対し、照会や確認を行う場合がありますので、申込書類一式は必ず写し (コピー) を取っておいて下さい。

※法人の代表者は、個人の資格を用いて2件申し込むことはできません。どちらか1件でお申込みください。

※個人は、その後継者と合わせて2件申し込むことはできません。

## 5. 質疑・応答

(1) 受付期間：令和6年1月15日 (月)～2月16日 (金) 午後5時30分必着

(2) 提出方法：質問書により、農林水産課あて電子メールまたはFAXにて提出すること。

電子メール・FAXについて、必ず電話等で送信した旨伝え、農林水産課で着信したことを確認してください。(4. 申込手続(1) 担当課及び問合せ先 まで)

※質問書は本市ホームページからダウンロードまたは配布資料に添付されています。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(3) 最終回答日：令和6年2月22日 (木)

(4) 回答方法：質問への回答は案件情報を本市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

## 6. 評価方法等

(1) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり

(2) 評価方法

申込書類について、選定基準に基づいて、選定委員の採点により評価する。

(3) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者から、契約の相手方の候補者として順位をつけて選定する。
  - ② 最高点の者が複数の場合、くじ引き等の抽選により順位決定する。
- (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した申込書類等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 7. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を本市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※名称は五十音順、総合点は点数順

但し、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない。

## 8. 契約手続

- (1) 購入者決定の通知後、令和6年5月下旬頃までを目途に土地売買契約の締結を行います。また、契約の締結までに契約保証金(売買代金の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する額)を納付していただきます。なお、売買代金の納付時期等については別途お知らせします。
- (2) 議会の議決から10日以内を目途に、売買代金から契約保証金額を差し引いた金額を本市が発行する納入通知書によりお支払いください。  
(なお、売却地の面積、価格によっては市有地の処分に関する本市市議会の議決が不要となり短縮されます。)
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 9. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出書類確認後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 申込書類の提出は1者につき1件とします。

## 10. 情報公開及び提供

市は申込者から提出された申込書類等について、岸和田市情報公開条例(平成12年3月21日条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められ

る情報は非開示となる場合があります。

なお、本公募型プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

#### 11. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできません。

(3) 申込書類の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出してください。

(4) 申込者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

(5) 本件実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約をできません。